



発行 新潟県
第 37 号
 平成29年5月16日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 636 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 637 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 638 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 639 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 640 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 641 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 642 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 643 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 644 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 645 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 646 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 647 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 648 公共測量の実施通知(監理課)
- 649 公共測量の実施通知(監理課)
- 650 道路の区域変更(道路管理課)
- 651 道路の供用開始(道路管理課)
- 652 河川整備計画の縦覧(河川管理課)

公 告

一般競争入札の実施(警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

選挙管理委員会規程

- 2 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

正 誤

平成29年4月25日付け県報第32号公告中(警察本部会計課)



◎新潟県告示第636号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
---------	--------	-----	-----	-------

通所介護 介護予防通所介護	ケアサービスセンター ・デイサービスやすらぎ	新潟県村上市岩船上 大町1292番地1	有限会社スマイル	平成29年5月1 日
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスきたえる 一む長岡柏	新潟県長岡市柏町1 丁目5番25号エクセ レント柏B1F	株式会社I C H I	平成29年5月1 日
通所介護 介護予防通所介護	レッツ倶楽部ほっとし ばたたんぼ	新潟県新発田市豊町 3丁目5番11号	株式会社ほっとし ばたケアセンター	平成29年5月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ケアサービスセンター ・ショートステイやす らぎ	新潟県村上市岩船上 大町1292番地1	有限会社スマイル	平成29年5月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイときわ 燕	新潟県燕市上児木390 番地	社会福祉法人行雲	平成29年5月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ユニット型ショートス テイときわ燕	新潟県燕市上児木390 番地	社会福祉法人行雲	平成29年5月1 日

◎新潟県告示第637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアサービスセンターやす らぎ居宅介護支援事業所	新潟県村上市岩船上大町 1292番地1	有限会社スマイル	平成29年5月1日

◎新潟県告示第638号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ホームヘルプス テーション中之 島	新潟県長岡市中 之島字古新田 2105番6	社会福祉法人長 岡三古老人福祉 会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成29年3月 31日	平成29年4月 30日
デイサービスきた える一む長岡 柏	新潟県長岡市柏 町1丁目5番25号 エクセレント柏B 1F	株式会社エクセ レントホーム	介護予防通所介護	平成29年3月 15日	平成29年4月 30日
ハウスクター コマ	新潟県南魚沼市 一村尾1899番地 5	株式会社コマガタ	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売	平成29年4月 5日	平成29年3月 31日

◎新潟県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
合同会社ライフサポートけいあい	新潟県西蒲原郡弥彦村大字上泉1892番地20	合同会社ライフサポートけいあい	平成29年4月24日	平成29年4月25日

◎新潟県告示第640号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
佐々木 一之	内科・消化器内科	新潟県済生会三条病院	三条市大野畑6番18号	H29.5.1	第15条第1項の医師に指定した
村山 直也	内科	聖籠クリニック	北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2251-8	〃	〃
河野 恵美子	内科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	〃	〃
安藤 嵩	泌尿器科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
加澤 敏広	内科	南部郷総合病院	五泉市村松1404番地1	〃	〃
中山 卓	心臓血管外科	介護保険老人施設さくら苑	加茂市千刈二丁目8番13号	〃	〃
池田 良	耳鼻咽喉科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	〃	〃
五十嵐 健太郎	内科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	〃	〃
齋藤 崇	内科	新潟県立加茂病院	加茂市青海町1丁目9番1号	〃	〃
石川 正典	神経内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
廣川 幸二郎	耳鼻咽喉科	新潟県立中央病院	上越市新南町205番地	〃	〃
横山 侑輔	耳鼻咽喉科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
木村 夕香	内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
辰田 久美子	外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃
渡邊 マヤ	心臓血管外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目297番地1	〃	〃

◎新潟県告示第641号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定

により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
漆山企業団地(第二期)	新潟市西蒲区漆山字四十歩割の一部	平成29年5月8日

◎新潟県告示第642号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
大通川流域工場適地	燕市杣木字中道下の一部 燕市杣木字善九郎の一部 燕市杣木字赤間田の一部 燕市杣木字大通の一部 燕市杣木字小成の一部 燕市杣木字中道上の一部 燕市杣木字釜田の一部 燕市杣木字飛永の一部 燕市東太田字阿根の一部 燕市小関字大通の一部 燕市小関字野中の全部 燕市小関字江東の一部 燕市大関字東川根の全部 燕市蔵関字江西の一部 燕市蔵関字道上の全部 燕市蔵関字道下の一部 燕市柳山字裏畑の一部 燕市杉柳字杉柳の一部 燕市杉名字杉名の一部 燕市小池字上通の一部 燕市小池字八人切の一部 燕市小池字下通の一部 燕市小池字中通の一部 燕市物流センター一丁目の全部 燕市物流センター二丁目の全部 燕市物流センター三丁目の一部 燕市物流センター四丁目の全部	平成29年5月8日

◎新潟県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の荒川沿岸土地改良区の定款の変更を平成29年5月8日認可した。

平成29年5月16日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成29年5月8日認可した。

平成29年5月16日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので平成29年5月17日から平成29年6月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	寺尾五日町	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用排水施設」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

- 異議の申出についてこの土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので平成29年5月17日から平成29年6月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	蕪甲水系	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用排水施設」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

- 異議の申出についてこの土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
 - この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、

その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼郡湯沢町の一部を受益地域とする県営旭原地区農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年5月17日から平成29年6月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
湯沢町役場
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年1月20日から平成29年5月31日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大町一丁目、大町二丁目、本町

◎新潟県告示第649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 花見地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成29年4月28日から平成30年1月24日まで
- 3 作業地域 燕市花見ほか地内

◎新潟県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字朝日字富田19番1から	新	9.0～13.0メートル	22.5メートル
同市大字下馬場字重川221番1まで	旧	7.0～11.0メートル	22.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道後谷黒田上越妙高停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田上越妙高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字下馬場字重川221番1から	新	9.0～13.0メートル	22.5メートル
同市大字朝日字富田19番1まで	旧	7.0～11.0メートル	22.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道上越高田インター線と重用

◎新潟県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 上越高田インター線
- 2 供用開始の区間
上越市大字朝日字富田19番1から同市大字下馬場字重川221番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年5月16日

◎新潟県告示第652号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、信濃川水系信濃川上流圏域河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び十日町地域振興局地域整備部、南魚沼地域振興局地域整備部、長岡地域振興局地域整備部、同局小千谷維持管理事務所において縦覧に供する。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通管制センター上位装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年5月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
交通管制センター上位装置賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成29年6月12日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約係

電話番号 025-285-0110 内線2272

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部交通部交通規制課管制係

電話番号 025-285-0110 内線5212

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年5月16日(火)から平成29年6月12日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年6月19日(月)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月26日(月)午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、5(1)の入札執行時刻までに委任状を提出し、代理権を確認した者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成29年6月23日(金)午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者に通報報告を行うこと。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature of the products or services to be procured:

Leasing Contract for a superstructure device installed at Traffic Control Center

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders :

Date : Monday, June 26, 2017

Time : 1 : 30 pm

Place : Contract Bidding Room,

First Floor of Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Address : 4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

(3) Contact point :

Office : Contract Section,

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address : 4 - 1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

Phone : 025-285-0110 ext. 2272

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、高周波手術装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高周波手術装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年6月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年5月26日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、処置用上部消化管ビデオスコープについて、

次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

処置用上部消化管ビデオスコープ 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年6月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年5月26日(金) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医用画像処理システムアプリケーションソフトについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

医用画像システムアプリケーションソフト 1本

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年6月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年5月26日(金)午前11時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年5月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	小千谷総合病院	小千谷市大字平 沢新田111番地	小千谷市	魚沼病院	小千谷市城内4 丁目1-38
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

平成29年4月25日付け新潟県公告（特定調達契約の落札者等）中

ページ	行	誤	正
3	26	第10条第1項第1号	第11条第1項第1号